

中国電力株式会社島根原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめ

令和3年6月23日
原子力規制委員会

1. 審査の結果の案の取りまとめ

原子力規制委員会は、平成25年12月25日に中国電力株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書を受理した。また、令和3年5月10日、6月14日及び6月17日に、同社から当委員会に対し同申請の補正がなされた。

当委員会は、本申請について、審査会合等において審査を進めてきた結果、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙1のとおり審査の結果の案を取りまとめることとし、科学的・技術的意見の募集を行うとともに、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴くこととする。

2. 意見募集の実施

別紙1添付の審査書案に対し、科学的・技術的意見の募集を行う(令和3年6月24日(木)から令和3年7月23日(金)までの30日間)。

3. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙2のとおり同法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴くこととする。

4. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第1項の規定に基づき、別紙3のとおり経済産業大臣の意見を聴くこととする。

5. 今後の予定

科学的・技術的意見の募集並びに原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく当該設置変更許可申請に対する許可処分の可否について判断を行う。